

申請者が法第 6 2 条第 1 項第 2 号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 2 条第 1 項第 2 号に規定する欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注 1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 3 1 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 3、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 6 条（第 7 2 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 4 1 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
- ⑧ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は政令で定める使用人（注 3）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人で政令で定める使用人（注 3）のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

注 1 「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者」とは、精神の機能の障害により業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である。

注 2 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

注 3 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- （1） 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- （2） 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記①～⑩のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
（日本産業規格 A 列 4 番）